

**「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」
及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」
の一部改正について
(概要)**

1. 改正の背景

自動車運送事業者が運転者の勤務時間等を定めるときの具体的基準は勤務時間等告示等とすることとされており、また、自動車運送事業者には乗務員の健康状態を健康診断により把握することとされているところ、当該運転者及び乗務員に、運転者や乗務員を兼ねる個人事業主や法人の業務を執行する役員等が含まれるか否かが不明確であった。

今般、自動車運送事業従事者の長時間労働や、運転者の疾病等に起因する事故が問題になっていることから、上記について明確化し、運転者の過労運転の防止や健康状態の把握が確実に行われるようにすることとする。

2. 概要

(1) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正

- ① 事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的な基準は勤務時間等基準告示等とすることとされているところ、当該運転者には、運転者を兼ねている個人事業主及び法人の業務を執行する役員等が含まれることを明記する。
- ② 事業者には乗務員の健康状態を健康診断により把握することとされているところ、当該乗務員には、乗務員を兼ねている個人事業主及び法人の業務を執行する役員等が含まれることを明記する。

(2) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正

(1)と同様の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール(予定)

公 布 : 平成30年3月下旬
施 行 : 公 布 の 日